

神奈川県立白山高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

いじめ防止会議

神奈川県立白山高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめを行う生徒をなくすことはもちろんのこと、他の生徒に対して行われるいじめを知らながら放置する者がいない安全で安心な学校作りを目指します。

そのために、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的とした指導を行い、生徒が主体的にいじめ防止に参加できるような対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校作りに努めます。

(2) いじめの禁止

本校生徒は、絶対にいじめを行ってはいけません。また、いじめを黙認してはいけません。いじめを目撃したり、いじめを知った場合には必ず職員に連絡しなければいけません。

(3) 学校及び職員の責務

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校作りを目指します。いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、常に生徒の動向を気にかけ、いじめの早期発見に努めます。また、いじめが起こりにくい環境作りに向けたさまざまな取り組みも行います。

いじめを発見した場合、いじめの疑いがある場合には迅速かつ適切な組織的対応によって早期解決を目指すとともに、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

・いじめはどの学校にも起こりうるという前提に立って、いじめの根絶に向けた学校体制を確立します。いじめは決して許されないという共通認識に立ち、組織的にいじめ対策に取り組みます。いじめに対する理解を深めるための校内研修の実施や職員会議を通して生徒情報の共有を図ります。また、保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

・常日頃から、あいさつやコミュニケーションを励行し、生徒と教員の良好な人間関係作りを目指します。日常的な教育相談によって正確な生徒理解に努めるとともに、生徒との信頼関係を高めていきます。

・ルール、マナーの指導を中心とした人間教育を実践します。あらゆる教育活動の場面において道徳教育の充実を図り、命や人権の尊重、他者への思いやりなど豊かな情操と道徳心を培います。

・生徒が自己有用感、自己肯定感を確立できるように、さまざまな活動場所、活動機会の提供を行っていきます。また、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動を支援していきます。これらの活動場所を持つことによって、他人の気持ちを共感的に理解できる情操も培い、いじめの未然防止につなげていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

・いじめの兆候を見逃さないために、職員全員で常に生徒動向に気を配ります。気になることは決して放置せず、直ちに関係職員に連絡し観察を続けます。生徒情報の共有を徹底し、断片的な生徒情報を統合していじめの早期発見につなげていきます。

・生徒、及び保護者がいつでもいじめに係る相談を行うことができるような環境作りを推進します。相談、通報のあった事案は「いじめ防止会議（組織A）」に報告し組織的対応を行います。

・いじめを早期に発見するために、生徒が気になることをすぐに職員に連絡できるような雰囲気作りをします。それと同時に、教育相談週間、保護者面談週間などを利用して、生徒、保護者と面談による聞き取りを行います。また、定期的なアンケート調査を実施し、いじめの発見と防止に活用します。特に必要と認めた場合は、特定のクラス、グループなどでもアンケート調査を実施します。

(3) いじめの早期解決のための取組み

・いじめ、またはその疑いがある行為を発見した場合、いじめに係る相談を受けた場合は、すぐにその行為をやめさせ、事実確認を行います。事実確認にあたっては、周囲の生徒たちの客観的な事実の確認を必ず行い、事実の正確な把握に努めます。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒の保護者に事実報告をし、いじめを行った生徒に対する学校の指導に対する協力を得ます。また、いじめを受けた生徒の安全確保と精神的な支援を保証します。

・いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で適切な個別指導を行います。指導後も加害、被害双方の保護者と連携を取りながら、いじめを受けた生徒が安心して学習するための環境作りを行います。

・いじめをはやし立てたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、適切な指導を行います。

・いじめを見たり、知っていた生徒に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。それによって、生徒たちの中にいじめを許さないという環境作りにつなげ、いじめの再発を防止します。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する啓発活動を中心に指導を行います。インターネット上のいじめを発見した場合は、そのサイト等の削除と当該生徒への適切な個別指導を行います。

3 「組織A」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議（組織A）」を設置し、毎月1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止会議（組織A）」の構成

生徒指導グループ

(必要に応じて、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラーなどを加える。)

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

(2) 活動内容

- ①いじめ未然防止等の取組内容の検討と検証、修正
- ②いじめの早期発見等の取組内容の検討と検証、修正
- ③いじめに関する相談、通報への対応
- ④いじめ事案の調査と情報収集
- ⑤いじめ事案への対応検討、決定
- ⑥いじめの被害を受けた生徒への支援
- ⑦いじめの再発防止に向けた取組内容の検討

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ重大事態対策チーム（組織B）」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ重大事態対策チーム（組織B）」の構成

管理職、生徒指導グループリーダー、生徒指導担当者、学級担任、学年リーダー

※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

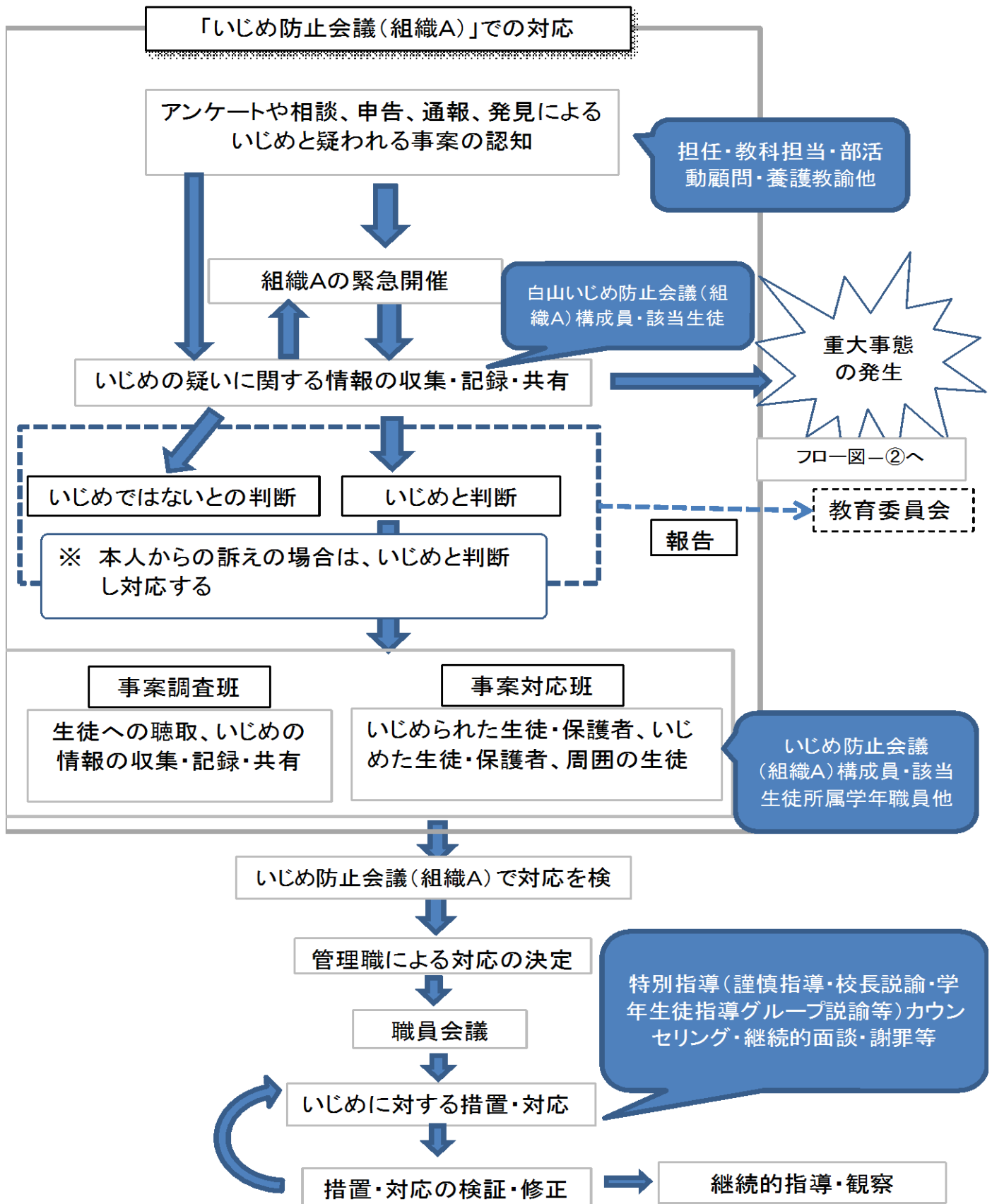
(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
 - ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒とその保護者に対する適時、適切な方法での情報提供、説明
 - ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
 - ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

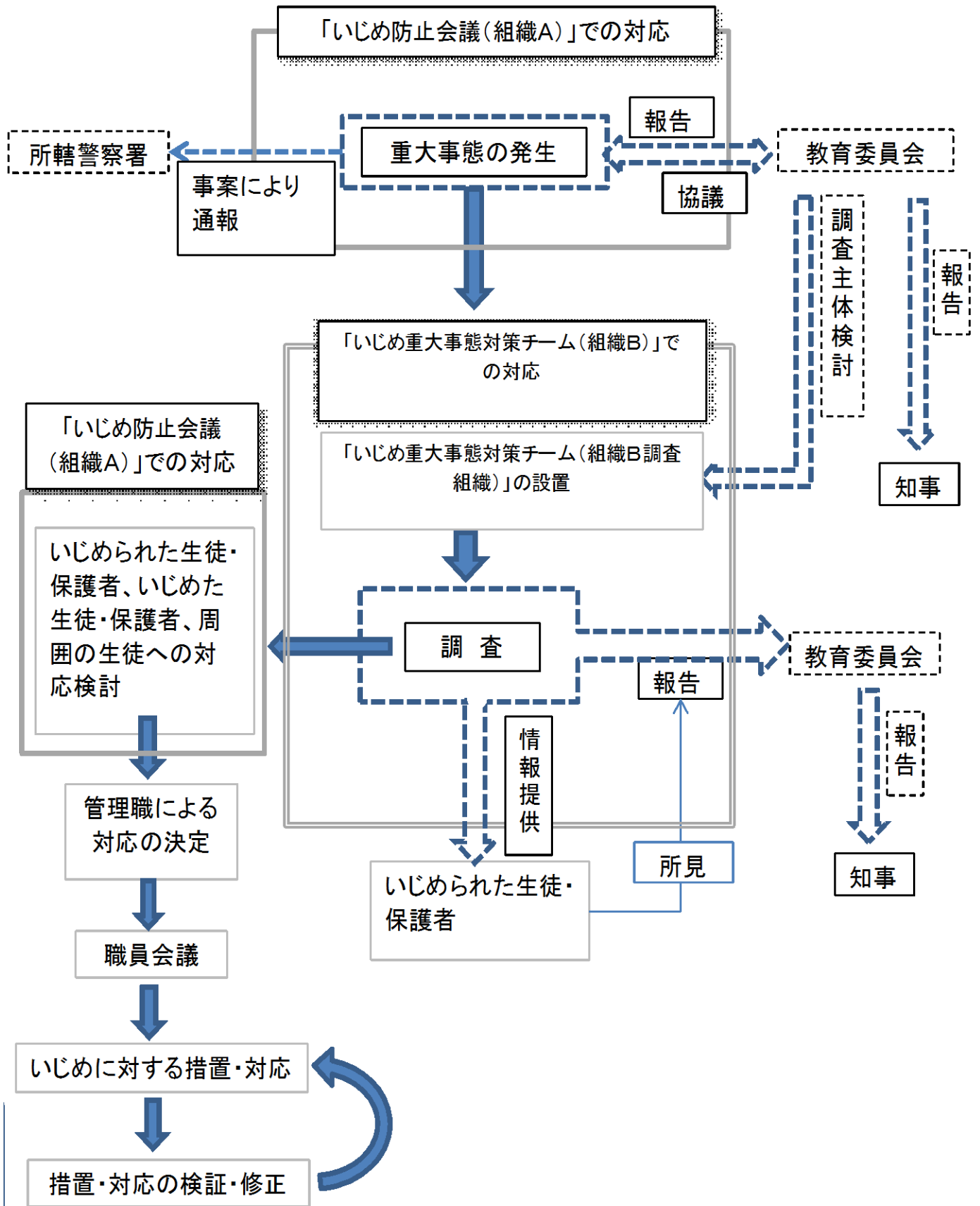
いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止、早期発見、適正な対応、再発防止の取組などを学校評価項目に加え、適正に自校のいじめに対する取組みを評価します。

○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う

いじめ対策年間計画

- ・教職員として常に生徒の変化に敏感になろう！
- ・どんな些細なことでも授業中に気づいたことは情報を共有しよう！
- ・担任や部活動顧問など個人で抱え込むのはやめよう！

	全体	一学年	二学年	三学年
3月	一人で昼食をとっている生徒要チェック！	情報収集(健康・行動) 中学校訪問		新しい担任・クラス
4月	☆配慮を要する生徒の確認 SC来校 いじめ校内研修会(職員)	☆教育相談週間設定(45×6) 下旬～ 中学校情報の確認など。前年度担任からの申し送りを確認。		
5月	SC来校(ケース会議) 中間試験 遠足・社会見学	Hyper QU(中旬～下旬)	生活アンケートⅠ	必要に応じて聞き取り
6月	SC来校(ケース会議) 体育祭	保護者面談(三者面談)		
7月	期末試験 SC来校(ケース会議)	成績不振者への面談 人間関係で支援が必要な生徒へアプローチ(人間関係が成績に影響する事も)		
8月	SC来校(ケース会議) 人権研修会(職員)			
9月	SC来校(ケース会議)	修学旅行 夏休み明けは生徒の人間関係がかわります。要注意！		
10月	SC来校(ケース会議) 中間試験 文化祭	大きな行事の後は人間関係が大きく変化します。要注意！		
11月	SC来校(ケース会議) ☆配慮を要する生徒更新	生活アンケートⅡ	必要に応じて聞き取り	
12月	期末試験 SC来校(ケース会議)	面談週間(生活アンケートを基に)		
1月	教育相談研修会(職員) SC来校(ケース会議)	成績不振者への面談 人間関係で支援が必要な生徒へアプローチ(人間関係が成績に影響する事も)		
2月	SC来校(ケース会議)	生活アンケートⅢ	必要に応じて聞き取り	卒業試験
3月	年度末試験 SC来校(ケース会議)	次年度へ向け生徒情報の整理(新学年学級編成に向けて)		

- 年間を通し月に一度定例生徒指導グループ会議の後に「いじめ防止会議」を開催します。
- 風紀委員会が中心となり、いじめ防止の啓発活動を行います。